

ID: 196

担当部署: 産業課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	道の駅たかねざわ元気あっぷむらの設置及び管理に関する条例 第13条(指定管理者条例第7条第2項において読み替える場合に限る。)		
例規番号	令和元年条例第16号		
【基準】 第13条の規定による。 (利用料金の還付) 第13条 既に納入した利用料金は、利用者の責によらない事由により施設の利用ができなくなった場合又は別に規則で定める場合を除き、還付しない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日